

成績評価・単位認定

新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則及び履修に関する規程において、成績評価の評語と点数の標記を定めています。

この評価は、修得単位報告会議において当該年次に修得した単位及び履修状況を確認し、学生と保護者に対して文書をもって通知しています。

また、学則第12条に定める入学前の既修得単位の認定については、本人の申請により既修得単位認定会議にはかり校長が認定しています。

履修に関する規程

〔講義及び演習の単位認定〕

第7条 学則第10条による講義及び演習の単位認定は試験をもって行い、試験の合格者に所定の単位を与える。

2 試験の受験資格は、各授業科目の所定時間数の3分の2以上の出席があることとする。

3 試験は、筆記、実技、論文などにより行う。

4 成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。

〔臨地実習の単位認定〕

第10条 学則第10条による臨地実習の単位認定は、各実習科目の評価表に基づき評価し、合格者に所定の単位を与える。

2 単位認定に必要な出席時間数は、実習科目の所定の時間数の5分の4以上であることとする。

3 成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。

〔成績評価〕

第13条 成績評価の評語と点数、合否判定は以下のとおりとする。

評語	点数	判定
S	90点以上 100点	合格
A	80点以上 90点未満	
B	70点以上 80点未満	
C	60点以上 70点未満	
D	60点未満	不合格